

平成21年6月29日付け熊本日日新聞朝刊（12-13面）

「誰のためのダムなのか」

－連載「川辺川ダムは問う」総括 明日への提言－

に対する九州地方整備局の見解

○ 標記特集のうち、「公共事業は法にかなわなければならない」と題した記事において、

- ・ 「法犯してまで強行突破しても壁は立ちはだかる」との見出しを付すとともに、記事の最後では「川辺川ダムでは『法』を犯してまで事業を強行しようとした」とありますが、国として、球磨川における治水全般にわたり、これまで法を犯したという事実はありません。
- ・ また、記事文中では、「川辺川ダムをめぐる訴訟で、国が『違法』と断じられたのは利水訴訟控訴審判決だけ。だが、判決は、治水をめぐって国土交通省が土地収用法に基づき進めていた漁業権などの収用にも影を落とす。」「治水でも法の壁に事業を阻まれた。」などとしてしております。治水面においても、訴訟にまでは至っていないものの違法性があると主張されているようにも受け取られかねません。

九州地方整備局は、利水者等による新利水計画の策定に長期間を要したことから、県収用委員会からの勧告を踏まえ土地収用法に基づく収用裁決申請を取り下げておりますが、この過程において何ら違法な手続きはありません。

九州地方整備局としては、公共事業の実施にあたり、今後とも法に基づいた適正な事業執行に努めてまいります。

○ なお、標記特集では、上記記事の他、「公共事業は理にかなわなければならない」、「公共事業は情にかなわなければならない」等の記事も掲載していますが、九州地方整備局としても、過去に実施した様々な事業の経験も踏まえつつ、単に「法」に基づけばよいということではなく、最も「理」にかなった手法により、できる限り「情」にも配慮しながら、公共事業を進めているところです。

川辺川ダム建設事業についても、球磨川流域における度重なる大洪水を契機とした熊本県や流城市町村の強い要請に基づき、球磨川水系の抜本的な治水安全度の向上のために最も合理的な手法として、川辺川ダム建設事業に着手しており、事業の実施にあたっても、地権者をはじめとする多様な関係者に対し、説明責任を果たすべく努力してきたものと考えています。